

年次報告書からみる知財事情のこれまでとこれから

協明国際特許業務法人
弁理士 沖本 周子

.....

はじめに

令和がスタートして早1年。昭和、平成がひと昔前、ふた昔前・・・になっていく今、2019年7月に公表された「特許行政年次報告書 2019年版・統計資料編」を紐解くと2009年（平成21年）～2018年（平成30年）の知的財産に関する様々な統計をみることができる。

先が見えにくい今こそ、少し立ち止まって「特許行政年次報告書 2019年版・統計資料編」に掲載されている過去10年の統計を参照しながら、これまでを振り返りつつ、これからの知財事情について考察する。

総括統計（出願件数、特許・登録査定件数等）より

「特許行政年次報告書 2019年版」の第1章には、総括統計として、10年分の出願件数や特許・登録査定件数が掲載されている。

特許の出願件数は2009年が348,596件、2018年が313,567件である。今後、商標のように急激に増加することはないだろうが、急激に減少することもなく、かといって、下げ止まることもなく緩やかな減少傾向が続くのではないだろうか。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により今年は急激な減少も想定内といえよう。現在では、かつて防衛出願とか、ノルマ出願と言われた類いの出願がほとんどないであろうが、製品化される発明はもちろん、製品化される予定がなくても、競合他社との関係で有利に事業を進めていくことを想定した出願をどこまでできるか、より出願内容が戦略的になっていくことが予想される。また特許の出願件数は減っているが、分割出願の出願件数は2009年は18,418件だったのに対し、2018年は27,267件と増加している。この増加は、分割出願の時期的要件が改正され、特許査定後の分割出願が可能になった以降にみられ、重要特許については、分割を繰り返して権利化を図る傾向が統計にでている。

特許査定率は2009年、2010年は5割～5.4割の特許査定率であったが、じわじわと上昇

し2015年の審査基準改定後は、7割超えで推移している。これに伴い、2016年から拒絶査定不服審判の請求件数も減少している。この数字は特許査定率が4.5割～5割前後である欧州・米国・中国と比べて高すぎる感があり、実務実感としても、ここ数年の弊所の特許査定率を調べてみると8割を超えた年があった。出願人にとってはうれしい傾向であろうが、弊所において去年秋頃から拒絶査定件数が増加傾向にあるので、2019年の特許査定率は7割をきっている可能性がある。このあたりは数字に惑わされず、可能な限り広い権利化を目指す姿勢を大切にしたいところである。

PCTの国際調査機関として日本国特許庁が作製した国際調査報告は、2009年が28,927件、2018年が47,934件である。この数字からPCT出願は、年々増加しており、この傾向は今後も続くと予想される。弊所のクライアントでも、外国進出をしているまたは今後予定している中小企業、ベンチャー企業によるPCT出願が年々増加しており、毎年募集される外国出願の補助金の活用が定着している。もはや国内需要だけで企業はなりたないことを示す数字といえるだろう。

実用新案の出願件数は、2009年が9,507件、2018年が5,388件である。業界、分野によっては、実用新案登録であっても、一定の参入障壁の効果が見込めるところがいまでも存在するようである。しかしながら、今後も減少傾向であろうと思われ、もはや存在意義を語るのが難しい制度となっているといえるかもしれない。

意匠の出願件数は、2009年が30,875件、2019年が31,406件である。見事に3万件前後で推移を続ける意匠出願であるが、今年は大きな改正があり、出願件数の増加が期待されている。個人的に意匠制度は魅力のある制度であると常々感じており、分野によってはもっと活用されるべきと思う一方で特許よりも一層戦略的に部分意匠や関連意匠、秘密意匠制度を活用した提案が求められる分野であるとも思う。

商標の出願件数は、2009年が110,841件、2018年が184,483件である。7万件増加したことになるが、商標の場合、この数字を額面どおり受け取ることはできない点、注意が必要である。マスコミなどで一時取り上げられた一出願人による大量出願や、1商標を多区分一出願とせず、1商標1区分で多数件出願しているケースがみられることなどがあるからである。商標関連の統計で注目すべきは、審査状況にある。2009年～2014年までは、出願件数に対する登録査定件数が安定しており、8～9割は登録査定になっていたところ、2014年以降は6～7割の登録査定率になっている。弁理士が代理して出願する商標出願は調査を行うため、ほとんどが登録になるケースが多いことを考えると、この数字はかなり荒っぽい出願が増えていることを表している。これを裏付ける統計として、主要統計の「代理人有無別出願件数」をみってみる。この統計によると2014年前後から6.5割が代理人付出願であったところ、2015年以降5.8

割となっており本人出願が増加している。審査遅延の要因は件数の増加だけではなくさそうである。ちなみに特許出願は代理人付出願が9割、意匠出願は7割を超えており、代理人付出願が一般的といえる。

主要統計（審査・審理期間、内外国人別統計表、分類別統計表等）より

「特許行政年次報告書 2019 年版」の第 2 章には、主要統計として、審査・審理期間、内外国人別統計表、分類別統計表が掲載されている。

特許の FA 期間（審査請求から審査官による審査結果の最初の通知）は 9.3 か月程度、意匠・商標の FA 期間（出願から審査官による審査結果の最初の通知）は 6.1 か月程度、7.6 か月程度となっている。上述したとおり、商標の審査期間が長くなっているが、一定の条件を満たせば優先的に審査がなされるなど、ファストトラック制度の導入もあるので、出願時に留意するとよい。特許も商標も早期審査、早期審理制度があるので、審査結果を早期に知りたい場合は利用されるとよい。

1. 審査・審判の審査・審理期間

(1) 審査（ファーストアクション期間）

	2016 年	2017 年	2018 年
特 許	9.5 か月	9.3 か月	9.3 か月
意 匠	6.2 か月	5.9 か月	6.1 か月
商 標	4.8 か月	5.6 か月	7.6 か月

注 1：特許のファーストアクション期間は、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

注 2：意匠・商標のファーストアクション期間は、出願から、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

問合せ先：調整課、意匠課、商標課

（引用：「特許行政年次報告書 2019 年版」より）

◇分類別統計表

次に分類別に出願件数の増減を考察する。

ここでは 2008 年と 2017 年とを比べてみる。

特許では農業、金属加工、プラスチック加工、印刷、運搬、無機化学、有機化学、照明、測定、光学、基本的電気素子、電気通信技術などが軒並み減少している。一方、食品それらの処理、

喫煙具、旅行用品、医学、衛生学、スポーツ・ゲーム・娯楽、手工具、制御、遺伝子工学、電力の発電、変換、配電といった分野が増加しており、中でもスポーツ、ゲーム、娯楽の分野が8,682件から17,050件と大幅に増加している。車両では、鉄道が減、船舶が増、航空機・宇宙工学が増である。

スポーツ・ゲーム・娯楽の分野について具体的にどのような出願があるのか調査したところ、パチンコ関連の出願が多数ヒットした。パチンコ業界では特許訴訟もみられるところから、特許武装が必要なのであろう。またパチンコ業界では、出願件数が年間500件～1,000件であるのに対し、グローバル出願率はゼロであるところが特徴的である。この他、スポーツ・ゲーム・娯楽の分野では、スマートフォン向けゲームの出願も多数見られ、IoTやロボット関連が分類される制御の分野と同様に今後も件数の増加が予想される分野であろう。

意匠では、包装用容器の分野が10年間変わらず意匠の出願件数が多い分野として維持されている。衣服、身の回り品、かばん、履物、おもちゃ等、流行サイクルが短い分野の増加、特許では減少している車両や家電の分野が意匠で増加している点は興味深い。一方、照明器具、筆記具、電子素子等、従来意匠でよく出願されていた分野が減少し、医療用機械器具、測定機械器具が増加している。これら傾向から特許での権利が難しい分野がデザイン面の強化を図って意匠権取得に動いていることが伺える。また衣服やかばん等、商標でブランド保護を図っていた分野が模倣対策として意匠を活用していることも伺える。

商標は、出願件数の増加に伴い、どの区分も全体的に増加しており、顕著な減少がみられた区分は見当たらなかった。化粧品、薬剤、食品・飲料関係は変わらず増加傾向で人気の区分である。ということは、登録件数が多いことを意味し、審査に時間もかかる区分といえる。役務で興味深いのは、43類（飲食物の提供、宿泊施設の提供）、44類（医業、美容、理容）の増加である。レストランや美容院等は、これまで同じ名称の店舗が近隣エリアで乱立することはよくみられ、出願相談も少ない分野であった。近年は新店オープン前に店名を商標登録したいという相談が増えており、競争の激しい分野でもあるので、今後増加が見込まれていたが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている分野だけに再び出願減傾向が見込まれる。

◇出願人別出願件数表

この統計は、出願人が個人か法人か、官庁かの3つに分けられた統計となっており、特許は、2015年以降、官庁の出願が減少（2009年81件→2018年18件）しているのに対し、商標は2015年以降増加（2009年30件→2018年154件）しているところが興味深い。たしかに地方公共団体からの商標相談は増えているとともに相談内容にコンプライアンス順守の姿勢が強く伺えるのは近年の傾向といえる。

◇都道府県別出願件数表

特許出願件数のトップ6は、東京、大阪、愛知、神奈川、京都、兵庫である。このあたりは想像どおりであろうが、東京の出願件数は127,577件で、大阪が31,354件と圧倒的に差があり、大阪、京都、兵庫を合計しても東京に及ばないところは、関西人としては悔しいところである。

意匠出願件数のトップ6は東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、京都で、兵庫が京都より多いところは興味深い。この傾向は商標出願件数のトップ6も同様で、東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、京都となっており、そのすぐあとに福岡が迫っている。ちなみにこの「特許行政年次報告書2019年版」には掲載されていないが、特許庁が公表している地域団体商標の都道府県ランキング（令和元年11月末現在）によると、京都、兵庫、北海道、石川、岐阜となっており、東京は7位、大阪は23位である。これら統計から兵庫は新旧バランスのよいブランド力のある地域といえそうである。

国際出願関係統計より

「特許行政年次報告書2019年版」の第3章には、国際出願(PCT出願)の件数、出願人の居住国・地域別の件数等が掲載されている。

日本を指定国とする国際出願(PCT出願)に係る国内書面受理件数は、米国がトップの受理件数であるが、2009年と比べると減少傾向にある。EPO(欧州特許庁)、中国、韓国の受理件数が増加していることと比べると米国の減少は気になるところである。国際出願の上位出願人が中国のHUAWEI、ZTEが増加しているのに対し、米国のQUALCOMM、MICROSOFT、HEWLETT - PACKARDが減少している点と符合する。国際出願の上位出願人は、この10年、激しく変動しており、中国のOPPO広東移動通信やTENCENTなどの急激な件数増加から、この先10年も同様に変動することが予想される。

国際登録出願(商標)の出願件数もPCT出願同様、年々増加している。指定国は、中国、EU、韓国、シンガポール、米国、そして注目すべきは、2017年にマドプロ加盟国となったタイ、インドネシアである。タイ、インドネシアが加盟したことで、フィリピン、ベトナムのマドプロ利用が増加しており、2019年の年末にマレーシアが加わったことで、東南アジアへの出願はマドプロルートが使えることになり、今後も増加することが予想される。しかしながら、外国への商標出願を検討する際には、中国や米国など、マドプロが馴染みにくい国もあるため、ルート選択は慎重にすべき点、留意が必要である。

主要国・地域・機関に関する統計より

「特許行政年次報告書 2019 年版」の第 4 章には、主要国からどの国へ出願されているか等を知ることができる統計が掲載されている。

たとえば中国は、やはりどの国よりも米国へ圧倒的多数の出願を行っており（29,674 件）、次に EPO（欧州特許庁）（8,627 件）、日本（4,172 件）、韓国（3,015 件）という順になっている。一方、米国は、EPO（欧州特許庁）（42,542 件）、中国（36,980 件）、日本（23,949 件）へ多数出願を行っており、ドイツは、米国（30,783 件）、EPO（欧州特許庁）（25,560 件）、中国（14,342 件）、日本（6,230 件）である。では日本は？というところ、米国（86,113 件）、中国（40,908 件）、EPO（欧州特許庁）（21,755 件）である。ここでこの章に掲載されている統計をみると、日本居住者による日本への出願件数が約 26 万件ということであるのに対し、中国居住者による中国への出願件数は約 124 万件であり、2017 年の中国の特許出願件数が約 138 万件と、すさまじい出願件数の差があることに気づかされる。外国出願を検討する際に、まずは「中国」、とりあえず「中国」の傾向は今後も続くことが予想されるが、ここでも新型コロナウイルスの影響で世界情勢の変化に伴い、先行きは不透明といえる。

予算・機構・定員関係資料より

「特許行政年次報告書 2019 年版」の第 5 章には、特許庁の歳入歳出や特許庁の審査官の数の統計が掲載されている。

特許庁の歳入は特許印紙代、すなわち審査請求料や特許料が主な収入源となっており、2010 年度は約 3.0 億円であったところ、じわじわと減少し 2019 年度は約 2.4 億円となっている。一方、歳出は 2010 年度は約 1.1 億円であったところ、じわじわ増加し 2019 年度は約 1.6 億円となっており、歳入が減ってもなお黒字が続いている。歳出経費をみると中小企業出願等支援事業の予算が 2016 年度に一旦下げられているもののその後、上昇しており、さらに令和元年度特許特別会計歳出予算の概要によると中小企業の海外での知財活動の推進の予算額が 8.8 億円から 14.4 億円にアップされている。そこで令和 2 年度特許特別会計歳出予算の概要の最新情報（<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2020/pr/tokkyo.html>）を調べたところ、新年度も中小企業支援の予算はしっかりと確保されており、大歓迎である。

この章には審査官の数も掲載されている。特許審査官は 1,682 人、意匠審査官は 48 人、商標審査官は 140 人で、2010 年度よりいずれも減少傾向になっている。任期付き審査官の採用等、人材確保の難しさは特許庁だけの問題ではないようである。

その他、弁理士登録状況統計より

「特許行政年次報告書 2019 年版」の第 6 章には、特許庁の提供するデータの一覧表や制度一覧表、弁理士の登録人数等が掲載されている。

弁理士登録状況は 1951 年（昭和 26 年）から掲載されており、929 人とある。全国に千人もいなかった弁理士が 2018 年は 11,351 人となっている。弁理士試験受験志願者数等の統計としては、1953 年（昭和 28 年）は志願者数 77 人、合格者数 11 人、志願者数最多の 2008 年は志願者数 10,494 人、合格者 574 人となっている。そして平成 30 年は志願者数 3,977 人、合格者 260 人。いまま昔も狭き門であることには変わらないが、志願者数が 4 千人を下回っているところに人気薄なのかと心配になって、司法試験を調べてみたら、こちらもやはり、1 万人を超える志願者がいた時代を経て現在は 5 千人ほどであった。人口減少につき、志願者数の減少は仕方ないのかもしれないが、魅力ある職業であるので、是非チャレンジしてほしい。

最後に

「弁理士は AI（人工知能）に代替される可能性が 92.1%」という論文が発表されたのが 2015 年（平成 27 年）、シンギュラリティ（AI が人類の知能を超える転換点（技術的特異点））到達は 2045 年（令和 27 年）と言われている。いまだ特許明細書を書きあげる AI ソフトが出現したという噂は聞かないが、令和の間に登場するのかもしれない。また新型ウイルスの蔓延の影響が今後の世界経済にどれほどの打撃を与えることになるか、計り知れない。延期になったとはいえ、日本ではこれから東京オリンピック・パラリンピックの開催、2025 年（令和 7 年）には関西万国博覧会の開催を控えている。5G サービスが本格化して IoT、店舗の無人化、キャッシュレス化、乗り物、住居、服、オフィス等のシェアリングエコノミー、人口減少、テレワーク、WEB 会議の実施がどんどん加速して浸透し生活スタイルが変わっていくだろう。その中で地震やゲリラ豪雨、大型台風に加え、新型ウイルスの出現など、先は読めない。このような時代の変化、社会情勢の変化に応じてなにをどのように出願するか、その時代にあわせた提案を AI ができるとは思えないし、AI が提案してくれたとしても最終的にどうするのかを判断するのはわれわれ人間なはずである。

「特許行政年次報告書 2019 年版・統計資料編」をめぐりながら、知財事情のこれまでとこれからに思い馳せるとき、令和が終わる頃、知的財産権を守るあらゆる制度が、技術革新が進んだ社会に必要な魅力的な制度として存在できるか否か。それは、時代にあわせた法改正もさることながら、クライアントの立場に立ってどこまで寄り添っていけるのか、今後一層、正確な技術の理解と提案力が弁理士に求められるところであろう。

なお、本稿は「特許行政年次報告書 2019 年版・統計資料編」に基づいた内容である。特許

庁の公式サイトでは「特許行政年次報告書 2019 年版」において『知財の視点から振り返る平成という時代』が冒頭特集となっているので、あわせてご一読されることをおすすめする。

著者略歴

沖本 周子
(おきもと ひろこ)

近畿大学理工学部電子工学科卒

2001 年（平成 13 年） 協明国際特許事務所入所

2006 年（平成 18 年） 弁理士試験合格

2017 年（平成 29 年） 協明国際特許業務法人設立、現在に至る
